

## レビ記を学ぶ (4)

塩野和夫

### 第七章 神と隣人に関する戒め レビ記19章

#### 1 主なる神

##### (1) 「主」とは誰か

レビ記17-26章は「神聖法集」である。ここでは繰り返し「あなたたちは聖なる者となりなさい。あなたたちの神、主であるわたしは聖なる者である」と呼びかけられていた。内容は雑多だが、イスラエルが「聖」であるための勧め、説教では一貫している。

神聖法集の中からレビ記19章「神と隣人に関する戒め」を学ぶ。この章にはイスラエルが聖であるために「神と隣人に関して」どのようであればよいのかが書かれている。それらから学ぶにあたって、「主」という言葉に注目したい。レビ記19章の鍵となる言葉だからである。

祈る時に「主イエス」とか「主なる神」と「主」と呼びかけている。しかし、「主」とはどのような意味を持ち、「主」と呼ばれているのは誰なのか。

まず言葉の意味である。「主」とは財産の所有者や年長者への尊敬を込めて、あるいは僕に対する主人を指して使われていた。要するに権利を持っている人物に対してである。すなわち、「主」と呼ぶことによって「あなたにこそ権利がある」と表明していた。

##### (2) 「主なる神」

私たちは「主なる神」と呼びかけている。この呼びかけにはどのような意味があるのか。それは「神が主権者」であり「天地と人間に対する最終的な権利」は神にある真実を表明して、「主なる神」と呼ぶのである。このような立場に立つ人々に使われ

る「神主義」という言葉がある。キリスト者にとって「民主主義」ではなく、「神主義」だと主張するのである。

もちろん、政治的に社会的に「神主義」を一般化することはできない。けれども、信仰的にはどうであろうか。キリスト者にとって人間に最終的な責任と権利があるわけではない。そうではなく、神が人間に対する最終的な責任と権利を負っておられる。だから、信仰の世界においては「神主義」が成立する。

聖書においては神が主であり、人間に対する最終的な責任を負っていて下さる。そうだとすれば、「主なる神」は当然人間に対する要求を持っておられるはずである。土地所有者は自分の土地利用に対して考えを持ち、要求がある。同じように人間を創造し権利と責任を負っておられる神は、私たちの生き方に対して要求を持っておられる。

これがレビ記19章の前提である。

### (3) 「神と隣人に関する戒め」(レビ記19章)の構成

レビ記19章の構成を2つの点から見ておきたい。

まず、区分である。様々な勧めがあって、多くの場合「わたしはあなたたちの神、主である」と結ばれている。そこで結びの言葉によって区分してみた。

次に区分された項目に認められる多様な内容である。それらを「①人間の倫理 ②空しい神々 ③献げ物について ④弱者の支え ⑤公正な裁き ⑥収穫について」と6種類に分けた。

区分と内容による構成は次の通りである。

- |   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 序(1-2節)               |   |
| 2 | 父と母とを敬いなさい(3節)        | ① |
| 3 | 偶像を仰いではならない(4節)       | ② |
| 4 | 和解の献げ物(5-8節)          | ③ |
| 5 | 穀物を収穫するとき(9-10節)      | ⑥ |
| 6 | 盗んではならない(11-12節)      | ① |
| 7 | 隣人を虐げてはならない(13-14節)   | ④ |
| 8 | 不正な裁判をしてはならない(15-16節) | ⑤ |

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| 9 兄弟を憎んではならない (17-18節)    | ① |
| 10 二種の家畜を交配させてはならない (19節) | ⑥ |
| 11 性的な罪 (20-22節)          | ③ |
| 12 果樹について (23-25節)        | ⑥ |
| 13 血を含んだ肉 (26-28節)        | ② |
| 14 遊女のすること (29節)          | ② |
| 15 安息日 (30節)              | ① |
| 16 霊媒, 口寄せ (31節)          | ② |
| 17 白髪の人の前では (32節)         | ① |
| 18 寄留者を虐げてはならない (33-34節)  | ④ |
| 19 不正な物差し (35-36節)        | ⑤ |
| 20 結び (37節)               |   |

## 2 神と隣人に関する戒め

そこで、「神と隣人に関する戒め」(レビ記19章)を分類した内容に従って学びたい。

### (1) 序と結び

まず、「序と結び」である。「序」には神聖法典で繰り返し語られていた言葉がおかれている。「あなたたちは聖なる者となりなさい。あなたたちの神、主なるわたしは聖なる者である」(2節後半)。

「序」において、19章の目的が明確にされている。つまり、「あなたたちは聖なる者となりなさい」、これが目的である。なぜならば、「あなたたちの神、主なるわたしは聖なる者である」からである。聖なる者となるために、生活のいろいろな分野における戒めが与えられる。

その上で、結びでは「わたしのすべての掟、すべての法を守り、それを行いなさい。わたしは主である」と重ねて戒めを守ることが求められている。

### (2) 人間の倫理

戒めの内容に入る。「人間の倫理」について、レビ記19章が戒めていたのは次の通りである。

- 2 父と母とを敬いなさい（3節）
- 6 盗んではならない（11-12節）
- 9 兄弟を憎んではならない（17-18節）
- 15 安息日（30節）
- 17 白髪の人の前では（32節）

「2」は家庭で安息日を守り、家族を神に導くのが父と母である事実を前提としている。「6」が扱う盗み・欺き・偽りは、人間関係の内実を奪っていくので戒めている。「9」の積極的な意味は、聖なる共同体が隣人愛によって内実を充実させていく真実にある。「15」は安息日を重んじることによって、神との生きた関係が保たれる事実に基づいている。「17」はあるべき神の秩序を示している。

「聖なる者となる」ために、神に対する態度（15）だけが問われるのではない。日常の人間関係において尊ばれるべき者を尊び（2・17）、悪しき行為（6・9）によって人間関係が破壊されないように慎まなければならない。このようにして倫理の基本が戒められている。

### (3) 空しい神々

次に戒められているのは「空しい神々」に関する勧めで、次の通りである。

- 3 偶像を仰いではならない（4節）
- 13 血を含んだ肉（26-28節）
- 14 遊女のすること（29節）
- 16 霊媒、口寄せ（31節）

「3」は主なる神以外の神々を礼拝することへの警告である。偶像は空しく空虚であり、内実を持たないからである。「13」は占いや呪術によって神の声を聞こうとする試みに対する警告である。「14」はみだらな行為によって多くの人を神から外れさせた神殿娼婦をイメージしている。「16」は霊媒や口寄せによって神的な事柄を聞こうとする習慣に対する戒めである。

これらはいずれも神から外れたところで神的なものを作り、聞こうとする試みを戒

めている。このように禁止されているのはイスラエルでも空しい神々に対する礼拝があったためである。それらの試みによって「神の民である」真実は根本から覆された。厳しく戒められたわけである。

#### (4) 献げ物について

献げ物に関する戒めは次の通りである。

##### 4 和解の献げ物 (5-8節)

##### 11 性的な罪 (20-22節)

「4」は献げ物が神から受け入れられるように戒めている。「11」では具体的なケースを取り上げて、献げ物によって罪を赦されるようにと勧めている。

献げ物は神との関わりを回復するために規定されている。聖であるべき者がその内実を失う。誰もがそのような失敗を犯すであろう。しかし、それですべてが失われてしまったわけではない。失敗を犯してしまっても、神から躓われあるべき関係を取り戻すために「献げ物の規定」がある。

#### (5) 弱者を支えよ

弱者に関する規定はそれぞれが丁寧に規定されている。

##### 5 穀物を収穫するとき (9-10節)

##### 7 あなたの隣人を虐げてはならない (13-14節)

##### 18 寄留者を虐げてはならない (33-34節)

農業従事者としては「一年の実りを一粒残さず収穫したい」という気持ちは当然である。しかし、「5」は弱者への配慮をそのような気持ちに優先させている。この戒めがルツ記の前提になっている。「7」は「あなたの隣人を虐げてはならない」に始まって、「耳の聞こえない者」、「目の見えない者」への配慮を示している。「18」は「寄留者を虐げてはならない」と戒め、「自分自身のように愛しなさい」と命じている。エジプトであなた方も同じように苦しんだからであり、あの時、主なる神が憐れ

んでくださったからである。

弱者を支えることが丁寧に戒められている。「聖である」ための一つの強調が、「弱者を支える」振る舞いにあるからである。弱者を愛し支える行為は「聖である」徴なのである。

## (6) 公平な裁判

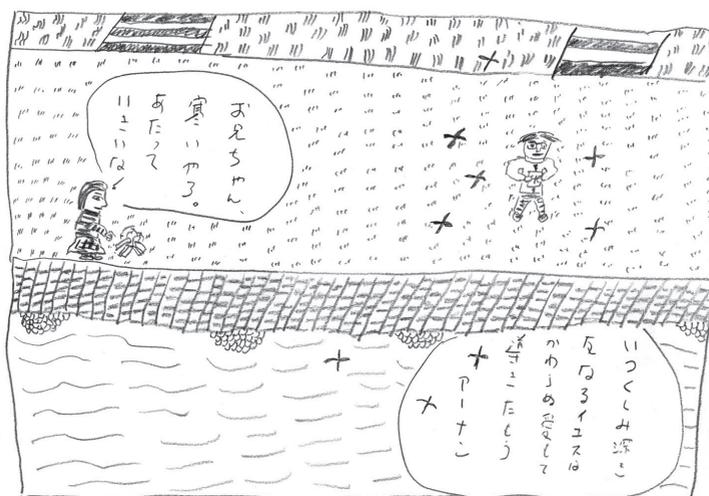
公平な裁判に関する規定は次の通りである。

8 不正な裁判をしてはならない (15-16節)

19 不正な物差し (35-36節)

「8」は裁判がただ正義によって行わなければならないと戒めている。弱い者に対しても裁きを曲げてはならない。「19」は天秤・重り・升に不正があってはならないと戒めている。

正義が聖を保証する。だから、弱い者に対してであっても裁きを曲げてはならない。共同体における聖を保つためである。



「隣人とは誰か」

### (7) 収穫について

収穫に関する規定は次の通りである。

10 二種の家畜を交配させてはならない (19節)

12 果樹について (23-25節)

「10」は非常に古い時代の規定で、かつて考えられていた汚れの概念がここに残っている。「12」も同様に古い時代のタブーで、戒めとして保存されている。ここで重要なことは時代とともに変化する戒めの内容ではなく、共同体が聖を保とうとする意志である。

収穫に関しても聖であるための規定が語られている。規定の内容は聖書の時代ですでに変化していたが、収穫という日常生活において規定されている事実に注目したい。

## 3 聖なる生活

「あなたたちは聖なる者となりなさい」という指示に基づき、生活の全般にわたって戒められている規定を学んだ。まとめておきたい。

### (1) 生活と聖

まず、「聖なる者となる」ための戒めが生活の全般に及んでいた事実とそのような視点を大切にしたい。

私たちはややもすると礼拝と日常生活を区別してしまっている。つまり、礼拝は清らかな時で、そこにおいて日常生活から清められる。そうだとすると、俗なる生活と聖なる礼拝とは分かたれている。しかし、主なる神が求められるのは礼拝における聖だけではない。そうではなく、礼拝と共に私たちの生活全般に対しても「聖なる者となる」ことを求めておられる。主なる神は人間の生き方全体に対して責任を負われるからである。

このような主なる神の求めを積極的に受けとめたい。神の守りと祝福は生活の隅々にまで及ぶ。このような真実によって、「聖なる者」とされるからである。

## (2) 弱さと聖

弱さに関しては2つの側面から規定されていた。

一つは自分の弱さである。「空しい神々」を作るのは自分の弱さからくる。頼るものが欲しい、本当のことを知りたい、集中できる対象が欲しい。そこで偶像を作り走ってしまう。このようにして自らの弱さから聖を破壊してしまう。だから、弱さは時として危機をもたらす。注意したい。

次に人の弱さに関して戒められていた。弱者に対する接し方によって聖を生み出すことにもなり、破壊する場合もあるからである。聖書は一貫して神の愛は弱者の叫びに聞き、応えるところに見い出されると語っている。その愛に生きなさいと勧められている。

## (3) 礼儀と聖

次いで、礼儀と聖に関して教えられている。家族伝道というテーマにこの視点が示されている。

家族に対して、多くの場合直接の伝道は困難である。むしろ、日常的な家族間における人間関係が神の聖を生み出していく。だから、神の聖にふさわしい家庭を築いていくところに「家族の救い」は与えられる。

礼儀と聖という考え方は、日常の人間関係も神の祝福が及んでいく場所なのだと教えている。

## (4) 愛と聖

最後に愛と聖について学びたい。

「聖なる者となりなさい」という指示の帰結の一つとして、「自分自身のように愛しなさい」(レビ記19章34節)と愛が語られていた。この愛はイエスによって聖書の中で最も大切な戒めだと教えられている。(マルコ福音書12章31節)

神の聖に教えられた者が愛に至ることには根拠がある。神の聖は神の愛を内実とするからである。だから、神の聖に導かれる者はおのずと神の愛へと生かされるのである。

それは人間には遠い道かも知れない。しかし、方向としては神の愛を目指し、歩む者でありたい。

#### 4 覚えましょう

- (8) ぶどう畑の落ちた実を拾い集めてはならない。これらは貧しい者や寄留者のために残しておかねばならない。わたしはあなたたちの神、主である。 レビ記19章

主なる神は生活の様々な分野において要求される。日常生活が聖となり、祝福を受けるためである。その中で大切な戒めの一つとして弱者への支えがある。弱者への憐みを生きる者に主の祝福が注がれている。

- (9) あなたたちのもとに寄留する者をあなた方のうちの土地に生れた者同様に扱い、自分自身のように愛しなさい。わたしはあなたたちの神、主である。

レビ記19章

「聖なる者となりなさい」という指示は主の愛を内実とする。だから、戒めを守る者は主の愛に生かされる。他者を生かす愛を目標に掲げて歩んでいきたい。

### 第八章 回復される人間 レビ記25章8-55節

#### 1 課題 — 同胞の貧しさ —

- (1) もし同胞が貧しく

神聖法集（レビ記17-26章）が繰り返していた戒めの基本はこうである。「あなたたちは聖なる者となりなさい。あなたたちの神、主であるわたしは聖なる者である」。そこで、「聖なる者となる」ために具体的なケースについて教えていた。

ところが、ここに「聖なる者となる」根本にかかわる課題があった。生活の困窮である。日常生活が営めないまでに貧しくなる。それは重大な危機に違いない。「貧しくなる」可能性は誰にでもある。長い人生においてあんなに良い人が日常生活にも事欠くようになる。私たちがあれば同情であろう。「気の毒に」と思う。しかし、その先で何ができるのか。どこまで支えるのがふさわしいことなのか。

聖書はそのような現実を悪いともよいとも言わない。ただ様々なケースにおいて、「もし同胞が貧しく」なったならばと指摘する。淡々としているから、一面深い同情に欠けているように見えるかもしれない。しかし、神はみじめな状況に付き添い、救

済を計って下さる。それは貧しさからの回復だけではなく、「聖なる者となる」ための救済でもある。

そこで、このような救済のために定められたのが「ヨベルの年」である。

## (2) 「ヨベルの年」の制定

### 1) 意味

ヨベルの年について簡単に説明しておきたい。

「ヨベルの年」という言葉にはもともと二つの意味があった。一つは「雄羊の角」であり、ラッパとされた。ヨベルの年には雄羊の角によって作られたラッパが全国で吹かれた。それは「喜びの知らせ」、「解放の知らせ」、「自由の知らせ」であった。もう一つの意味は「喜び」である。だから、「ヨベルの年」は「喜び」を意味していた。

### 2) 適用

具体的にヨベルの年はどのように行われたのか。

レビ記25章1－7節には「安息の年、ヨベルの年」の規定がある。「7年目には全き安息を土地に与えねばならない」（4節前半）。この安息の年を7回重ね、つまり49年経過した次の年が「ヨベルの年」と規定された。ヨベルの年の7月10日にはイスラエルの全国で角笛が吹き鳴らされた。その時、貧しくなっていた者は家族と田畑とのすべてを回復して自分の地に帰ることができた。

### 3) 趣旨

なぜ、ヨベルの年が定められたのか。

誰にも「貧しくなる」現実があった。土地を手放し、家を失い、ついには自分自身も売らなければならない。そのように悲惨な現実があった。それは人間としてだけでなく、「聖なる民」として生きる根本が崩される悲惨さでもあった。そこで、ヨベルの年の目的は貧しくなった者が神の民として生きる土台を回復することにあった。

## (3) 喜びの意味

この救済をヨベル「喜び」と呼んだ。喜びにも二重の意味がある。

第1は貧しくなった状況からの救済である。ヨベルの年にはあらゆる負債から自由

とされて、かつて所有していた家と田畑と家族のもとに帰ることができた。これが第1の喜びである。第2は「主の民」への回復である。もちろん、奴隷であってもそれなりに信仰生活を送ることはできる。しかし、考えてみたい。そもそも出エジプトの出来事は奴隷の状態からの救済であった。隷属した状態から主の民へと復帰する。そこには大きな喜びがあった。

ヨベルの年には救済の業が落ちぶれてしまっていたすべての者に行われた。それは大きな喜びであった。

#### (4) 構成

テキストの構成を確認しておきたい。レビ記25章8-55節は序論と本論に分けることができる。序論ではヨベルの年の基本的な規定を、本論では具体的なケースについて記している。

##### 序論

1. ヨベルの年の規定 (8-12節)
2. 産物の売買 (13-17節)
3. ヨベルの年の祝福 (18-22節)

##### 本論

4. 所有の土地を売ったとき (23-28節)
5. 家屋を売った場合 (29-34節)
6. 生計をたてることができないとき (35-38節)
7. 身売りしたならば (39-46節)
8. 寄留者に身売りしたとき (47-55節)

## 2 喜びの年, ヨベルの年

### (1) ヨベルの年の規定 8-12節

テキストの学びに入る。

まずヨベルの年の規定である。安息の年を7度、つまり7年を7回数えた次の50年目がヨベルの年である。その年の7月10日に国中にラッパが吹き鳴らされた。ヨベルは「贖罪の日」、「自由を示される日」とも言われる。つまり、神によって贖い取られ

自由とされた。これがヨベルの年である。たとえ、今は貧しくなって財産を失い、自らも売らなければならなくなっていたとしても、ヨベルの年には望みを持つことができた。

だから、ヨベルの年は自由を回復できる希望の年であった。

## (2) 産物の売買 13-17節

興味深い規定が13-17節にある。土地の売買に関してである。

23節に「土地を売らねばならないときにも、土地を買い戻す権利を放棄してはならない」とある。そもそも主のものである土地は人間が売買する性格のものではない。そうだとすると、土地の売買とは何なのか。

土地を売る時はヨベルの年まで何年あるかを数える。その年数に応じて値段が決められ、土地は売られる。ヨベルの年には必ず土地は元の所有者に戻さなければならぬからである。つまり、土地の値段とはヨベルの年までに期待できる産物によって決められた。

これがヨベルの年に関する第2の規定である。

## (3) ヨベルの年の祝福 18-22節

さらにヨベルの年の祝福が語られる。

ヨベルの年には土地も休ませなければならなかった。耕してはならないのである。当然、「7年目に種も蒔いてはならない、収穫もしてはならないとすれば、どうして食べていけるだろうか」(20節前半)という疑問が起こってきた。これに対して神の約束「わたしは6年目にあなたたちのために祝福を与え、その年の3年分の収穫を与える」(21節)が与えられた。だから、ヨベルの年には「主のための安息をその土地にも与えなさい」(2節後半)と命じられている。

これらがヨベルの年に関する基本的な規定となる。

## (4) 所有の土地を売ったとき 23-28節

基本的な規定に続いて具体的な事例が言及される。

まず、同胞の一人が貧しくなって所有する土地を売った事例である。土地は生活していく資本であるから、速やかに買い戻さなければならない。そこでまず、「親戚が

来て、売った土地を買い戻さねばならない」(25節後半)。次いで「その人自身が後に豊かになって、自分で買い戻すことができるようになったならば」(26節後半)、自ら買い戻さなければならない。しかし、買い戻す力がなくても、ヨベルの年には返却を受けることができた。

こうして、貧しくなっていた農民はヨベルの年に救済された。

#### (5) 家屋を売った場合 29-34節

次いで、家屋を売った場合について3通りのケースに分けて述べられている。

まず、城壁で囲まれた町の中の家屋を売った事例である。この場合、売却してから1年間は買い戻すことができる。しかし、1年後には買い戻すことができなくなるだけでなく、ヨベルの年にも回復されない。これは唯一の例外である。なぜ、このような例外があるのか。学者によると、ヨベルの年の規定はイスラエルが遊牧から定着に移る過渡期に定められた。当時城壁のある町にはすでに規定があって、それがここに残されている。

次いで、村々の家屋に関してはヨベルの年の規定が生かされる。

さらにレビ人の場合、彼らの家屋が町の中にあってもヨベルの規定が有効であった。彼らは神に仕えることを仕事としていたためである。

#### (6) 生計をたてることができないとき 35-38節

所有の土地を売ったとき、家屋を売った場合と貧しくなった事例が続いたが、事態はさらに深刻になる。

貧しくなって生計をたてることができないときである。貧しくなってすでに土地を売り、家屋も売った。それでも暮らしていけない事例である。そのような場合、「寄留者ないし滞在者を助ける」(35節)のように彼を助け、生活できるようにしなければならない。

このような貧しさに陥った人の気持ちはどんなであろうかと考えざるをえない。しかし、彼らは見捨てられず地域社会において生活を支えられた。心を温められる規定ではないか。

(7) 身売りしたならば 39-46節

事態はさらに進む。

支えられた生活を維持できなくなった時、何が起こったのか。身売りである。けれども、そのような事例に対しても規定が定められていた。

もし同胞が貧しく、あなたに身売りしたならば、その人をあなたの奴隷として働かせてはならない。雇い人が滞在者として共に住ませ、ヨベルの年まであなたのもとで働かせよ。(39-40節)

身売りして奴隷になってもなお神の見守りがあった。

ところが、ここに一つの問題があった。差別の現実である。主の民に関しては「奴隷として働かせてはならない」というのだが、「周辺の国々から得た者」や「滞在者の子ども」の場合は「奴隷として買うことができる」(44-45節)と定められている。

このように身売りに関して明らかな差別があった。

(8) 寄留者に身売りしたとき 47-55節

さらに深刻に考えられた事態は寄留者に身売りしたときである。彼は他国人であるから、同国人のような同情は期待できないと思われた。そこで、貧しくなった最後の事例として取り上げられている。

寄留の他国人に身売りした場合には、買い戻す手立てがさまざまに規定されていた(48-49節)。それでも買い戻せない場合には、ヨベルの年における解放が規定されている(54節)。

このように貧しくなって悲惨な現実には置かれた人間の救済に対する規定が事細かく規定されていた。それでも救われないすべての人もヨベルの年には救済された。これら一連の規定がヨベルの年の定めである。



回復される人間

### 3 回復される人間

#### (1) 悲惨さの中に立つ人間

テキストの学びをまとめておこう。

扱われていた対象は「貧しくなった人間」である。聖書は「貧しくなる」現実に対して、誰の責任であるとか、良いとか悪いとかは一切語っていない。ただ、貧しくなって落ちぶれていく事例を淡々と記している。見方を変えて言うと、聖書は貧しくなって遂には身売りしなければならぬ状態にまで落ちぶれても見放しはしない。

貧しくなって落ちぶれるとは、悲惨さの中に立つことである。誰であっても、土地も家屋も手放し、ついには身売りまでしなければならぬ貧困は悲惨な現実には違いない。

しかし、「神は悲惨さの中に立つ人間を変わることなく見つめ続けておられる」とヨベルの年の規定は語っている。

#### (2) ヨベル — 回復される人間 —

悲惨さの中に立たされた人間に眼を開き続ける神は最終的な救済者でもある。

ヨベルの年の規定はどうしても救われない人のためにあった。そのようなすべての人が無条件で救済された。だからヨベルの年にはすべての人が「喜び」を持って、神

の前に主の民として立つことができた。

見方を変えて言うならば、「神の目からすれば人間は誰でも回復を待ち望まれている」。貧しさのゆえに悲惨な状況にあるのは本当ではない。そこから一人の人間として回復されて、神の民として生活することが期待された。

### (3) 聖なる者

ヨベルの年の規定は「神聖法集」の中に位置づけられている。この事実からも学びたい。

神聖法集は繰り返し「あなたたちは聖なる者となりなさい。あなたがたの神、主であるわたしは聖なる者である」と命じていた。神の命令、あるいは要求として「聖なる者となる」ことが求められている。

貧困は「聖なる者となる」根本に関わる。貧困のゆえに土地を打ち、家屋を売り、ついには自らも売り渡さざるをえない現実、それは「聖なる者」として主体的に生活する可能性を奪い取ってしまう。しかし、神は貧困に陥った責任を問われない。むしろ、貧困の只中にある現実から「聖なる者」としてふさわしく生きる生活へと救済してくださる。

だから、ヨベルの年の規定は人間が「聖なる者」として生きるために、神が与えて下さった保障でもあった。

### (4) 残された課題

残された課題が一つある。

ヨベルの年の規定はすべての主の民に適用された。しかし、「周辺の国々から得た者」や「滞在者の子ども」には適用されなかった。奴隷に関しても「主の民」に関しては配慮されていたが、そうでない人には配慮がなかった。ここに明らかな課題が残されている。この課題がイエス・キリストにおいて克服されている。キリストの福音はすべての人に開かれていたからである。

ヨベルの年の規定もイエス・キリストの出現によって課題を克服されている。

#### 4 覚えましょう

- (9) もし同胞が貧しく、あなたに身売りしたならば、その人をあなたの奴隷として働かせてはならない。 レビ記25章

悲惨なまでに貧しくなる現実がある。貧しさのゆえに、土地を売り、家屋を売り、ついには自らも売り渡さなければならない。しかし、神の憐みは落ちぶれた一人ひとりに向けられている真実を「あなたの奴隷として働かせてはならない」という戒めが語っている。

- (10) ヨベルの年にはその人も、その子どもたちも手放される。 レビ記25章

悲惨の中に立ちすくんでいる人々は神にとっても重要な課題であった。この課題に向けて制定されたのがヨベルの年である。それは喜びの日、解放の日、自由の日であり、この日に人々は再び主の民として立つことができた。